

令和7年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
(概要)

使用料に関する財務事務について

令和8年3月  
千葉市包括外部監査人  
公認会計士 山崎 聡一郎

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類、特定の事件等

#### (1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

#### (2) 選定した特定の事件

##### ①事件名

使用料に関する財務事務について

##### ②特定の事件の選定理由

近年、全国の地方公共団体の水道事業・下水道事業で、将来の地域住民の減少や施設の老朽化を背景に経営計画が見直され、水道管等の施設の更新に対応するための水道料金・下水道使用料の値上げが相次いでいる。

千葉市に影響するところでは、千葉県営水道が将来的な水需要量の変化や施設の更新・耐震化等を理由に約30年間据え置かれてきた水道料金を、令和8(2026)年度を目途に20%程度の値上げを行う方針を示している。また、千葉市下水道事業においても、令和6(2024)年度に平均5%の値上げを実施し、さらに令和8年度から平均15%程度のもう一段階の値上げを検討する方針を示している。

このように、水道事業や下水道事業のような、受益者負担の下で独立採算経営する公営企業では、特別会計を設けて事業の採算を可視化し、毎年予算・決算の策定プロセスの中で、将来の経営上の課題を住民と共有することで必要な料金(使用料)の引き上げの検討が透明なプロセスをもって進んでいる。

これに対して、一般会計で管理する料金(使用料)の見直しの動きは、事業の採算が可視化されていないこと、公費・私費の負担の範囲が施設の性質によって変わることから、住民には分かりにくいものとなっている。

料金(使用料)の適切な水準の見直しは、行財政改革の一環として、多くの地方公共団体が10~20年前から取り組んできており、公共施設の再編の議論や近年の物価高騰の影響を踏まえて、使用料の見直しの議論に改めて着手している団体もみられる。

千葉市では、平成19(2007)年に「千葉市公共施設使用料等設定基準」(以下「設定基準」という。)を策定し、受益者負担の考え方や料金の算出方法等について全市的な統一基準を設けた。

「設定基準」では、「それぞれの料金については5年毎に見直しを行うことを基本とする」ことを明記し、継続的に料金（使用料）の水準の見直しをしていく方針が示されている。

また、千葉市中期財政運営方針（令和6（2024）年2月更新）においては、「（2）財政運営方針を踏まえ特に取り組むべき事項 ① 歳入確保に向けた取組の推進」の中で、「i 税込等の確保」に続いて「ii 公共料金の適正化」に触れており、「施設使用料などの公共料金については受益に応じた公平な負担となるよう、適正化を図ります。」としている。

そこで、令和7（2025）年度の包括外部監査では、使用料に関する財務事務を監査の事件として取り上げ、千葉市における公共施設の使用料の見直しの状況等について監査することが時宜にかなうものと判断した。

以上のことから、令和7年度の千葉市の包括外部監査においては、使用料に関する財務事務を監査の事件として選定した。

### （3）外部監査の方法

#### ①監査の要点

監査の要点は次のとおりである。

- ・使用料に関する財務事務は、法令及び規則に準拠して行われているか（地方自治法第2条第16項－適法性の視点）。
- ・使用料に関する財務事務は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか（同法第2条第14項－3Eの視点）。
- ・住民福祉の増進に寄与するものか（同法第2条第14項）。
- ・組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）。

具体的には、主に以下の点検項目を設定した。

- ・「設定基準」を踏まえた使用料の設定（受益者負担割合や市外在住者料金の設定を含む）が適切に行われているか
- ・「設定基準」及び「千葉市公共施設使用料等設定基準取扱要領」（以下「取扱要領」という。）並びに「千葉市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針」の規定に問題点や改善すべき点はないか
- ・料金改定が上記の「設定基準」に沿って適時かつ適切に行われているか
- ・減免・免除の規定が「取扱要領」を踏まえて運用・活用されているか

- ・ 使用料に関する市民への情報提供が十分かつ適切に行われているか

## ② 主な監査手続

- ・ 「設定基準」等の使用料に関する財務事務に関する根拠規定及びそれらへの準拠性の確認
- ・ 監査対象部局の事務の概要につき調査票による回答の入手と閲覧

なお、調査票には以下の質問項目を含めた。

- ✓ 使用料の概要に関する事項

使用料の名称、所管局部課名、使用料の概要、施設の利用開始年月日、利用条件、料金体系、根拠法令・条例、施設の運営に関する目標設定、予算と決算の乖離についての検討状況

- ✓ 使用料の算出に関する事項

費用の算出方針及び金額、費用の推移、費用削減のための施策、現行の料金の設定根拠・方針、減免・免除の有無及びその内容、他自治体の同種施設の料金水準

- ✓ 使用料の改定・見直しに関する事項

これまでの料金改定の実績、令和6年度に料金改定した場合の料金改定までの実施事項のスケジュール、直近の見直し時期、直近の見直し内容、直近の改定及び見直しについての検討記録の有無、今後の見直し予定時期

- ✓ 運用に関する事項

施設の利用率、事務件数の推移、当該使用料に係る歳入・歳出決算額、不納欠損の推移

- ✓ 認識している課題

使用料に係る課題

- ・ 関係書類の閲覧

- ・ 監査対象部局へのヒアリング

#### (4) 監査の対象

##### ①監査の対象部局

原則として「設定基準」（「千葉市公共施設附設駐車場使用料の適正化指針」を含む。）を所管する財政課と、「設定基準」の対象となる施設（注）を所掌する課のうち、以下の課を対象とした。

市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

文化振興課

都市局 公園緑地部 公園管理課

動物公園

保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課

高齢障害部 高齢福祉課

経済農政局 経済部 地方卸売市場

観光 MICE 企画課

教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課

こども未来局 こども未来部 健全育成課

なお、監査の対象部局を選定した基準は以下のとおりである。

「設定基準」では対象を「公の施設を対象とする。ただし、独立採算を前提として設置する施設及び法令等でその料金が定められている施設を除く。」と定義している。そして、この対象に当てはまる施設を、後述するように、収益可能性と公的必要性に応じて分類し、【収益型施設】【準収益型施設】【スポーツ施設】【広域型便益提供施設】【地域型便益提供施設】【福祉的施設】に分類している。

対象施設は、この分類に横断的にまたがるように、かつ、使用料（利用料金）の総額が比較的大きい施設を選定した。

「設定基準」の対象外とされている独立採算を前提とする施設についても、一部、実際に独立採算が図られているかの観点から、対象として選定した。

具体的な、監査対象施設は、(8)に記載したとおりである。

なお、地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業（水道事業、下水道事業、病院事業）は対象としていない。

## ②監査対象期間

原則として、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とする。  
ただし、必要に応じて、令和5年度以前及び令和7年度についても対象とする。

## （5）外部監査の実施期間

令和7年5月23日から令和8年3月31日まで

## （6）包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等

公認会計士	大橋 周作
公認会計士	塩田 景紳
公認会計士	山田 達也
公認会計士	和田 修治
公認会計士	手塚 嵩史
公認会計士	栗林 祐実
公認会計士試験合格者	鈴木 郁海
公認会計士試験合格者	石野 玲於
公認会計士試験合格者	彗田 隆一郎
公認会計士試験合格者	坂元 謙太
公認会計士試験合格者	神前 昂汰

## 2. 総括的所見と監査の結果の概要

### (1) 総括的所見

本年度の包括外部監査では、使用料に関する財務事務を監査テーマとして設定した。

多くの地方公共団体が取り組んでいるように、千葉市においても、公の施設に使用料に関しては、「設定基準」を定めて、使用料の基本的考え方、受益者負担割合を示し、施設を利用する者と利用しない者の負担の公平性を図っている。

「設定基準」では使用料の見直しを5年ごとに検討することとしており、直近では新型コロナウイルス感染症の影響等で改定を見送ったこともあり、千葉市は実に15年ぶりの一斉改定を令和8年度から実施することとしている。これは、施設利用者からみれば負担の増加に他ならないが、「受益者負担原則」に照らせば、施設の運営費用が増加すれば使用料も引き上げられるのは合理的であり、一斉改定が15年なかったという事実はありつつも、令和7年度に多くの施設の使用料を受益者負担に基づいて引き上げることを決定した千葉市の対応は大局的には適切なものであるとの認識である。

一方で課題もある。本報告書で取り上げた監査の結果は、大きく分けると、下記の3つに集約・整理できる。

#### ①情報開示の不十分性

料金の引き上げの市民への周知は、市政だよりやホームページ等を通じて行われているし、条例改定に伴う議会の承認もなされているが、受益者負担そのものに関する市民への情報開示は必ずしも十分ではない。

例えば、「設定基準」では、収益性と公的必要性を2軸として9象限に分割して、それぞれに受益者負担割合を定めているが、市民には、どの施設がどの象限に分類されているのか、果たして現行の使用料の水準で運営経費のどの程度を受益者負担（あるいは公費負担）できているのか、といったことは分からない状況である。民間企業の施設利用料金であれば、その価格は市場（需要と供給）によって決まるため、原価の内訳や原価率などを購買者に開示する必要はないと考えられるが、公共施設の使用料は、市場によって決まるものではなく、運営に要した原価を見込み利用者数で除すことで政策的に決まるため、価格（使用料）の透明性を確保するためにも、原価の開示や利用者の想定見込みは重要な情報開示事項である。

また、「設定基準」で定めた受益者負担割合に達していないにもかかわらず、見直し検討の結

果、料金の引き上げをしないとあえて判断した使用料もある。改定する使用料の情報開示はもちろんのこと、改定しないとした使用料についてもそのように判断したプロセス等を情報開示することが、市民の理解を得ることにつながると考える。

## ②「千葉市公共施設使用料等設定基準」の不十分性

施設によっては、「設定基準」に沿っていない運用となっているものも見受けられる。例えば、市外料金の設定である。こうした例外的措置は、実務では当然生じるであろうし、上記で述べた価格決定プロセスの透明性を確保できているのであれば、全施設一律な対応ではなく、施設の性格に応じて柔軟に対応すべきであるが、どのような場合にそのような例外が許容されるのか等については「設定基準」には書き込まれていない。また、全庁的なモニタリングも実施されていない。また、施設の9象限の分類についても、想定する受益者負担割合にはおよそ届いていないものもあり、分類そのものを見直す必要があると思われる施設もある。

使用料の見直しは、将来にわたって永続的に行われていくものであるため、「設定基準」も基準自体の不断の見直しが必要と思われる。

## ③各施設における使用料の決定プロセスについて

各施設において指摘した、「設定基準」に沿った運用となっていないものについては、適宜、見直していく必要がある。



## (2) 監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数

以下は、本報告書で取り上げた指摘事項（本報告書では単に「指摘」という。）と意見の一覧である。

指摘は4件、意見は29件である。

「指摘」と「意見」の区分は、冒頭に掲げたものを再掲すると下記のとおりである。

指摘	法令や条例等への遵法性からは是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、千葉市において、対応が必須と判断した事項である。必ずしも法規違反のみにとどまるものではない。
意見	住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、千葉市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。

なお、千葉市が自身で作成した要領や内規等に則っていないものは直ちに遵法性に反するものとはいえない側面もあるが、本報告書では広く「指摘」として取り扱っている。

項目	対象課	指摘	意見	頁
<b>第3 千葉市の使用料の適正化に係る取組</b>				
公共料金見直しの取組を財政健全化（歳入確保）施策と捉えることについて	財政課		①	32
キャッシュレス決済の導入にあわせた端数切捨て処理の見直しについて	財政課		②	32
<b>第4 千葉市公共施設使用料等設定基準について</b>				
「千葉市公共施設使用料等設定基準」の取扱要領の公表について	財政課	①		44
手数料の設定基準の策定の必要性について	財政課		③	44
対象経費実績や実際の受益者負担割合実績の市民への情報提供について	財政課		④	45
対象となる施設の設定基準における9象限上の位置付けの明瞭化について	財政課	②		47

項目	対象課	指 摘	意 見	頁
設定基準における受益者負担区分（9象限）上の分類の妥当性について	財政課	③		47
市外在住者料金の設定の積極的な検討について	財政課・全所管課		⑤	49
市外在住者料金の設定状況の一元把握と全庁的な整合性の検討について	財政課		⑥	50
市外在住者の定義の明瞭化について	財政課		⑦	50
向こう5か年の経費に物価上昇の影響を織り込むことについて	財政課		⑧	51
補助金その他使用料以外の収入が生じた場合等の取扱いの明瞭化について	財政課		⑨	52
減免の基本的考え方の全庁的な整理について	財政課		⑩	53
減免要領等の整備を通じた減免割合の明示化について	財政課	④		55
高齢者の減免の取扱いについて	財政課		⑪	57
<b>第5 各論</b>				
<b>1. 市民局</b>				
<b>【1】千葉市民ゴルフ場施設利用料金</b>				
料金引き上げの検討について	スポーツ振興課		⑫	62
その他、市外在住者料金の設定に係る意見5参照				
<b>【2】スポーツ施設利用料金</b>				
料金の継続的な引き上げの検討について	スポーツ振興課、 財政課		⑬	68
その他、市外在住者料金の設定に係る意見5参照				
<b>【3】千葉公園総合体育館施設利用料金</b>				
個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見5参照				
<b>【4】こてはし温水プール施設利用料金</b>				
「共用部分」区分に要する管理運営コストの回収について	スポーツ振興課		⑭	77

項目	対象課	指 摘	意 見	頁
その他、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照				
<b>【 5 】 千葉ポートアリーナ施設利用料金</b>				
料金の継続的な引き上げの検討について	スポーツ振興課、 財政課		⑮	83
その他、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照				
<b>【 6 】 千葉アイススケート場施設利用料金</b>				
個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照				
<b>【 7 】 千葉市文化センター施設利用料金</b>				
料金の継続的な引き上げの検討について	文化振興課、財政 課		⑯	93
市外在住者料金の見直しについて	文化振興課、財政 課		⑰	93
<b>【 8 】 千葉市民会館施設利用料金</b>				
千葉市文化センターと同様であるため、意見 1 6、1 7 参照				
<b>【 9 】 千葉市美術館施設利用料金</b>				
料金の引き上げによる受益者負担の適正化について	文化振興課		⑱	104
市外在住者料金の設定について	文化振興課、財政 課		⑲	104
<b>2. 都市局</b>				
<b>【 1 】 千葉マリンスタジアム施設利用料</b>				
指摘・意見なし				
<b>【 2 】 蘇我スポーツ公園</b>				
個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照				
<b>【 3 】 動物公園入園料</b>				
動物公園入園料を設定基準の対象外としていることについて	動物公園、財政課		㉔	122
独立採算制を前提とすることの妥当性について	動物公園、財政課		㉕	123

項目	対象課	指 摘	意 見	頁
高齢者の入園料の無料化の取扱いについて	動物公園		㉒	124
【4】動物公園駐車場使用料				
駐車場使用料の改定のタイミングについて	動物公園		㉓	127
3. 保健福祉局				
【1】平和公園墓地使用料・管理料				
指摘・意見なし				
【2】火葬施設使用料				
指摘・意見なし				
【3】葬儀式場使用料				
指摘・意見なし				
【4】老人福祉センター使用料				
指摘・意見なし				
4. 経済農政局				
【1】千葉ポートタワー使用料				
使用料の見直しの必要性について	観光 MICE 企画 課、財政課		㉔	150
千葉ポートタワーの修繕費の費用負担について	観光 MICE 企画課		㉕	151
5. 教育委員会				
【1】公民館使用料				
市内利用者の公民館使用料の有料化について	生涯学習振興課		㉖	154
【2】千葉市生涯学習センター施設利用料				
無料施設との共通経費の按分方法について	生涯学習振興課		㉗	159
その他、市外在住者料金の設定に係る意見 5 参照				
【3】千葉市生涯学習センター駐車場使用料				
生涯学習センター駐車場使用料の料金の見直しについ て	生涯学習振興課		㉘	161
【4】科学館施設利用料				

項目	対象課	指 摘	意 見	頁
個別の指摘・意見なし。ただし、市外在住者料金の設定に係る意見5参照				
6. こども未来局				
【1】少年自然の家施設利用料				
指摘・意見なし。				
7. 地方卸売市場				
【1】地方卸売市場使用料				
使用料単価の設定根拠資料の保管状況について	地方卸売市場		⑳	180

### 3. 監査結果の概要

指摘及び意見を、総括的所見に記載した3項目に集約・整理すると以下のとおりである。

#### (1) 情報開示の不十分性

千葉市の使用料等に係る情報開示は必ずしも十分ではないと考えられる。

例えば、「設定基準」の詳細を定める「取扱要領」が非公表であるほか、千葉市が施設ごとに設定している受益者負担割合（各施設が設定基準の受益者負担区分のどの区分に位置付けられているかの情報）とそれに対応する形での使用料の対象経費及び受益者負担割合の実績、減免要領等を含めるべき具体の減免割合や取扱いなども開示されていない。

千葉市は、受益者負担原則の市民理解につなげるべく、これらの開示を検討すべきである。

関連結果：指摘1、2、4 意見3、4、11

#### (2) 「千葉市公共施設使用料等設定基準」の不十分性

「設定基準」は平成19年に策定された以降は改正されていない。監査の結果、「設定基準」に関して以下の課題が発見された。

- ・市外在住者料金設定のあり方の整理、設定状況の一元的把握、市外在住者の定義の明確化がなされていない。
- ・「設定基準」及び「取扱要領」における受益者負担対象コストの算定に物価上昇の影響が織り込まれていない。
- ・受益者負担金以外の収入の取扱いについての規定が存在しない。
- ・減免について全庁的に統一された基準がない。

そのため、「設定基準」の見直しの検討が必要だと考える。

また、施設ごとに設定された受益者負担割合は、大半の施設で実態と乖離しており、「設定基準」の設定当初の想定と異なる施設については、施設の特性を踏まえた見直しを要する。

関連結果：指摘3 意見1、2、6～10

#### (3) 各施設における使用料の決定プロセスについて

千葉市の使用料は、令和8年4月1日に各施設の現行料金の最大1.3倍とする料金改定を行う予定であるが、それを考慮しても、あるべき受益者負担割合に及ばない施設が多くある。他の自治体の水準や各施設の受益者負担割合との比較で、現行の使用料の水準が低い施設は、受益者負担の適正化の観点から、5年ごとの見直しのタイミングで継続的に引き上げの検討が求

められる。

また、市外在住者料金が設定されていない施設が多いため、「設定基準」に沿って、市内外の公平性の確保の観点から、市外在住者料金の設定を積極的に検討すべきである。

その他、独立採算を前提として「設定基準」の対象外としている施設の受益者負担や、「設定基準」の対象外である独立採算についての考え方、高齢者や無料施設の有料化、駐車場使用料の改定なども要検討事項である。

関連結果：意見 5、12～29
-----------------

以 上